

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

特別保護地区の指定	(環境生活政策課) 二二二
保育士登録業務の徴収事務の委託	(子育て支援課) 二二三
土地収用法に基づく収用又は使用の手續の開始	(用地課) 二二三
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課) 二二三
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 二二三
土砂災害警戒区域の指定	(同) 二二三
落札者等に関する公示	(情報システム課) 二二四
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 二二五
土地改良区の定款の変更認可	(西濃農林事務所) 二二六
土地改良区役員の退任及び就任	(中濃農林事務所) 二二六
落札者等に関する公示	(教育財務課) 二二七

告 示

第 二 百 九 十 七 号
 令 和 四 年 五 月 十 三 日
 (金曜日)

岐阜県告示第九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和四年五月十三日から同年五月二十六日まで、間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
長良川特別保護地区	岐阜市芥見地内の長良川に架かる藍川橋から下流、長良橋に至る水面の区域
百年公園特別保護地区	関市小屋名地内の字崩し、西植田、小洞、東植田、花之木、松木洞、柿ヶ子及び法田並びに山田地内の字久寿志、鳥屋洞、美津洞、一本木、九反田及び太田のうち岐阜県百年公園の区域
土岐特別保護地区	土岐鳥獣保護区内で昭和四十九年五月十四日森林法第二十五条の規定により保健保安林に指定された区域(陶史の森)

二 特別保護地区の存続期間
 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 三 特別保護地区の保護に関する指針の案

名 称	指 定 区 分	指 定 目 的
長良川特別保護地区	集団渡来地の保護区	当該地域は、長良川中流域に位置し、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。特に、藍川橋から長良橋の区域については、その水面が採餌場及び休憩の場であり、渡り鳥のねぐら、採餌場として特に重要な区域となっていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図る。
土岐特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、土岐市のほぼ中央部に位置し、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に、陶史の森の区域は、生活環境保全林で花や実のなる木が植樹された公園として整備された区域で、多様な鳥獣の生息地として重要な区域となっていることから、特別
百年公園特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、市街地南部の岐阜県百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、野鳥探訪会などの自然観察、自然とのふれあいを通した環境教育が計画的に実施できる重要な区域であることから、特別保護地区に指定し、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育に活用することにも、鳥獣の生息環境を保全する。

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

名 称	縦 覧 場 所
長良川特別保護地区	環境生活部環境生活政策課、岐阜地域環境室及び岐阜市役所
百年公園特別保護地区	環境生活部環境生活政策課、中濃県事務所環境課及び関市役所
土岐特別保護地区	環境生活部環境生活政策課、東濃県事務所環境課及び土岐市役所

岐阜県告示第百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）別表第一の表二の項から四の項までに規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

国土交通大臣
二 事業の種類

一般国道百五十八号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ヶ洞地内から同町町方字城ヶ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

三 手続が開始される土地

ア 収用の手続が開始される土地

岐阜県高山市丹生川町新張字ホウシヨ及び松本町地内

イ 使用の手続が開始される土地

なし

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

高山市役所

岐阜県告示第九十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜戸洞田川	瑞浪市釜戸町字岩倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜戸洞田川	瑞浪市釜戸町字岩倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜戸洞田川	瑞浪市釜戸町字岩倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所

務所及び瑞浪市役所に備え置いて設置に供する。)

公 報

岐阜県岐阜市

岐阜県が岐阜県又は特定役務の提供手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公報する。

令和四年四月十三日

岐阜県 田 田 謙

1 調達役務の名称及び数量 クラウドストレージシステム等の導入及び運用保守業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 4 年 2 月 15 日

4 落札者を決定した日 令和 4 年 3 月 28 日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番1号名古屋インターシティ

12階

ネットワックス株式会社中部支社

支社長 松本 陽一

6 落札金額 58,736,617円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課

係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県岐阜市

岐阜県が岐阜県又は特定役務の提供手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公報する。

令和四年四月十三日

岐阜県 田 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 インターネット業務用ネットワーク用のソフトウェアライセンス一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 4 年 2 月 15 日

4 落札者を決定した日 令和 4 年 3 月 28 日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番1号名古屋インターシティ

12階

ネットワックス株式会社中部支社

支社長 松本 陽一

6 落札金額 99,877,866円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課

係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県岐阜市

岐阜県が岐阜県又は特定役務の提供手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公報する。

令和四年四月十三日

岐阜県 田 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 インターネット業務用ネットワーク等の運用保守業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条第 1 項第 1 号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和 4 年 4 月 1 日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目1番1号名古屋インターネットセンター

シテイ12階

ネットコンシステム株式会社中部支社

支社長 松本 陽一

6 契約金額 83,246,985円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県清流の園推進部デジタル推進同情報システム課情報システム

係

(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	土地改良	令和 四・四・三	年月日	退任	役名	氏名	住 所
羽島用水	改良	令和 四・四・三			理事	田中敏裕	羽島郡岐南町徳田九丁目 四七番地
同	同	同	同	同	同	加藤木孝	羽島郡笠松町円城寺 二五九六番地
同	同	同	同	同	同	伏見信孝	羽島郡岐南町野中六丁目 三三番地
同	同	同	同	同	同	小島道弘	各務原市下中屋町一丁目一五五番地
同	同	同	同	同	同	岩井孝朗	各務原市小佐野町三丁目一六四番地
同	同	同	同	同	同	船渡久洋	岐阜市芋島四丁目 一七番五号
同	同	同	同	同	同	奥村弘文	各務原市上戸町五丁目 一三〇番地
同	同	同	同	同	同	奥村裕	岐阜市柳津町東塚一丁目 三五番地
同	同	同	同	同	同	高橋伸治	羽島郡笠松町北及 二〇二〇番地

就任した役員

土地改良区	土地改良	令和 四・四・六	年月日	就任	役名	氏名	住 所
羽島用水	改良	令和 四・四・六			理事	田中敏裕	羽島郡岐南町徳田九丁目 四七番地
同	同	同	同	同	同	松原悟	羽島郡笠松町江川 一九六番地
同	同	同	同	同	同	杉江一郎	羽島郡岐南町若宮地三丁目六二番地
同	同	同	同	同	同	西尾武	各務原市成清町六丁目 一〇八番地
同	同	同	同	同	同	岩井孝朗	各務原市小佐野町三丁目一六四番地
同	同	同	同	同	同	遠藤勝美	岐阜市東中島三丁目 二番一〇号
同	同	同	同	同	同	丹羽民和	各務原市前渡東町一丁目三三番地
同	同	同	同	同	同	奥村裕	岐阜市柳津町東塚一丁目 三五番地
同	同	同	同	同	同	高橋伸治	羽島郡笠松町北及 二〇二〇番地
同	同	同	同	同	同	岩田悟	羽島市足近町南之川 一三七番地
同	同	同	同	同	同	大橋勝好	羽島市小熊町西小熊一五五七番地一
同	同	同	同	同	同	花村直良	羽島市正木町上大浦三丁目五一番地
同	同	同	同	同	同	道家保義	羽島市竹鼻町狐穴 一二二番地
同	同	同	同	同	同	岩田悟	羽島市足近町南之川 一三七番地

同 馬場 一光 羽島市福寿町間島八丁目一七番地一
 監事 葛谷 文春 羽島郡岐南町徳田四丁目二七一番地
 同 小島 道弘 各務原市下中屋町二丁目一五五番地
 同 齋藤 文彦 各務原市大野町三丁目 八番地
 同 白井 義博 羽島郡笠松町田代 三五二番地
 同 永田 肇 羽島市足近町市場 二二〇番地
 同 日比野 繁喜 羽島市竹鼻町駒塚 一〇六〇番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
田 鶴 境 土 地 改 良 区	令 和 四 ・ 四 ・ 二 五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 祖 父 江 土 地 改 良 区	令 和 四 ・ 四 ・ 二 八

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中濃用水 東部土地 改良区	令和 四・三・三	理事	嶋口 清士	美濃市極楽寺 五六二番地三
			山本 健児	関市池尻 一三〇四番地
			武藤 明義	関市池尻 二六〇番地
			今井 武夫	関市千疋 三三番地
			中村 隆樹	関市千疋 七一番地三
			伊藤 勝敏	関市植野 二六三番地一
			中村 修一郎	関市植野 七三四番地三
			村井 錦夫	関市広見 七三三番地
			植村 和紀	関市広見 四一一番地一
		監事	古田 克治	美濃市極楽寺 九八三番地二
			助川 博一	関市池尻 一五二六番地一
			中村 睦明	関市千疋 五九番地
			後藤 一夫	関市広見 七八一番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
--------	-------	----	----	-----

中濃用水
東部土地
改良区

令
和
四
一

理事	高井 弥生	美濃市極楽寺	七二番地
同	武藤 進	関市池尻	四六九番地一
同	片桐 正	関市池尻	一三九四番地
同	今井 武夫	関市千足	三二番地
同	須田 保彦	関市千足	九八番地
同	伊藤 勝敏	関市植野	二六三番地一
同	中村 修一郎	関市植野	七三四番地三
同	今井 信治	関市広見	六一三番地
同	後藤 一夫	関市広見	七八一番地一
監事	村井 美好	美濃市極楽寺	一三五〇番地
同	市橋 亘	関市池尻	一五〇八番地
同	中村 睦明	関市千足	五九番地
同	村井 由和	関市広見	六九三番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年五月十三日

岐阜県知事 古 田 善

- 1 調達役務の名称及び数量 県立加茂高等学校仮設校舎賃貸借業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 3 月 22 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄三丁目32番20号
東海Jーエス株式会社名古屋支店
支店長 滝川 敬之
- 6 落札金額 178,750,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課施設係
- (2) 所 在 地 岐阜県岐阜市二丁目1番1号

令和四年五月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社